

指令 衛 第10414号

一般廃棄物処理業許可証

住 所 島根県大田市鳥井町鳥越413番地14
氏 名 株式会社 山崎組
代表取締役 山崎 宏隆 様

令和7年10月9日付申請の一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項・第6項の規定により、下記のとおり許可します。

令和7年10月9日

大田市長 楢野 弘和



1 許 可 番 号	第1009号	
2 許 可 する 期 間	令和7年10月28日 から 令和9年10月27日まで	
3 事 業 の 範 囲	事 業 の 区 分	収集運搬業・処分業
	一般廃棄物の種類	可燃物・不燃物
	営 業 区 域	大田市
4 事務所及び事業所の所在地	事務所 大田市鳥井町鳥越413番地14 電話番号 0854-82-8253	
	事業所 大田市鳥井町鳥越413番地14 外 電話番号 0854-84-5201	
5 事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所、主要な設備の構造又は規模、車両の種別並びに台数(許可車両については裏面記載)	積替え又は保管場所 : 大田市鳥井町鳥越413番地14 積替え又は保管面積 : 6.87㎡ 積 替 え 又 は 保 管 量 : 最大16㎡、高さ1.17m 許可車両 : 15台(裏面)	

5 許 可 の 条 件	1) 営業は自ら行うものとし、その全部、または一部を第三者に請け負わせ、または委託してはならない。 2) 営業にあたっては、関係法令、条例及び規則を遵守すること。 3) 事業の用に供する施設等は、常に清潔を保持し、当該施設から廃棄物が飛散し、および流出し、並びに悪臭が漏れないようにするなど周辺環境に悪影響を及ぼさないよう十分注意するとともに必要な措置をとること。収集運搬業にあたっては、走行中は積載物が飛散し、および流出し、並びに悪臭が漏れないように十分注意するとともに必要な措置をとること 4) 大田市の定めた分別基準に従い分別収集を行うこと。また、搬入先の処理施設内においては関係職員等の指示に従うこと。 5) 毎月10日までに前月分の業務の実績報告書を大田市へ提出すること。 6) 許可業者であることに自覚を持ち、環境衛生の向上に努めるとともに、大田市の施策に積極的に協力すること。 7) 許可証の取扱いについて、次のことを守ること。 ①許可証を事務所等の見やすい場所へ掲示すること。 ②許可証を他人に譲渡し、または貸与しないこと。 ③自己の名義をもって他人にその営業をさせないこと。 ④車両、住所等許可証の記載事項に変更が生じたとき、または許可証を棄損、汚損、及び紛失したときは、直ちに届出すること。 ⑤廃業したとき、許可を取り消されたとき、または許可証の再交付を受けた後亡失した許可証を発見したときは、直ちに返納すること。
-------------	---

【許可車輛】

車輛登録番号	車種	最大積載量(kg)	備考
島根400 ゆ 5682	小型脱着装置付コンテナ専用車	3,000kg	
島根100 さ 8463	普通脱着装置付コンテナ専用車	3,800kg	
島根400 せ 2063	小型キャブオーバ(パワーゲート付)	2,000kg	
島根480 た 6038	軽キャブオーバ	350kg	
島根400 せ 4496	小型脱着装置付コンテナ専用車	3,000kg	
島根480 た 8486	軽キャブオーバ	350kg	
島根480 ち 3181	軽ダンプ	350kg	
島根100 す 1707	普通脱着装置付コンテナ専用車	3,350kg	
島根480 さ 5377	軽キャブオーバ	350kg	
島根400 せ 5263	小型脱着装置付コンテナ専用車	3,000kg	
島根100 は 2310	普通脱着装置付コンテナ専用車	7,900kg	
島根100 は 2619	普通脱着装置付コンテナ専用車	7,900kg	
島根400 せ 6266	小型ダンプ	3,000kg	
島根100 は 2756	普通脱着装置付コンテナ専用車	7,700kg	
島根480 ち 9398	軽キャブオーバ	350kg	